

○ 湖南衛生組合一般職職員の旅費支給条例

昭和37年6月11日

条例第7号

(目的)

第1条 湖南衛生組合一般職の職員が、公務のため旅行するときは、別に定めるもののほか、この条例により旅費を支給する。

(昭40条例4・一部改正)

(旅費の種類)

第2条 旅費は鉄道賃、船賃、航空賃、車馬賃、日当、宿泊料及び食事料とする。

(昭45条例4・一部改正)

(旅費の計算)

第3条 鉄道賃、船賃、航空賃、車馬賃はこれに要する実費を日当は日数により、宿泊料は宿泊数により支給する。ただし、水路旅行の場合の宿泊料は支給しない。

第4条 旅費は、もつとも経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合の順路により計算し、支給する。ただし、天災その他やむを得ない事由により順路により難い場合はその現に経過した道順による。

第5条 旅費は別表により支給する。ただし、上司に随行したときは、都内出張の場合を除いて、その上司と同額を支給する。

第6条 特別の職務のため出張するとき又は、一定期間を連続して出張し、若しくは、宿泊を要しない都外出張をする場合は、任命権者が、その都度定める方法により旅費を支給し、又は支給しないことができる。

第7条 任命権者は出張者が、公用の交通機関、宿泊施設等を利用して出張した場合、その他この条例により、正規の旅費を支給するが、不当に旅行の実費をこえる場合においては、そのこえる部分の旅費について、全部又は、一部を支給しないことができる。

(実施規定)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、任命権者が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和40年6月30日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、別表の改正規定は昭和40年4月1日から、その他の改正規定は昭和40年5月1日から適用する。

付 則(昭和45年4月1日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

付 則(昭和48年10月2日条例第8号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。
- 2 改正後の別表の規定は、昭和48年10月1日以後に出発する出張及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する出張のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該出張のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した出張については、なお従前の例による。

付 則(昭和54年4月1日条例第3号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則(昭和60年3月20日条例第4号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則(平成3年3月5日条例第3号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

別表

(昭45条例4・全改、昭48条例8・昭54条例3・昭60条例4・平3
条例3・一部改正)

区分	日当		宿泊料	食事料
	宿泊を要しない出張	宿泊を要する出張		
2等級以上の職務にあるもの	円 2,200	円 2,200	円 13,100	円 2,200
3等級以下の職務にあるもの	円 1,700	円 1,700	円 13,100	円 1,700

備考 路程30キロメートル未満の出張の場合における日当の額並びに固定宿泊施設に宿泊しない場合における宿泊料の額はそれぞれ定額の3分の2に相当する額とする。